

◆ 住民票などの不正な請求を抑止するために

本人通知制度に登録しましょう

【問い合わせ】 戸籍住民課 ☎ 22-9645 FAX 22-9643 ✉ juumin@city.iga.lg.jp

本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しなどを代理人や第三者が請求し、市が交付したときに、その事実を郵送でお知らせする制度です。

交付したことを通知することで、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報の不正使用防止や事実関係の早期究明につながります。

また、不正請求を抑止する効果が期待できます。

【登録できる人】

- 市の住民基本台帳か戸籍の附票に記録されている人
- 市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている人

【通知対象となる証明書の種別】

- 住民票の写し（除票を含む。）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄本・抄本（除籍・改製原戸籍を含む。）
- 戸籍の附票の写し（除附票を含む。）

※本人通知制度登録日の翌日以降に交付したもの

【本人通知の内容】

- 交付年月日
 - 交付証明書の種別
 - 交付枚数
 - 交付請求者の種別（本人などの代理人・第三者）
- ※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

【登録方法】

登録を希望する人は、本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、戸籍住民課または各支所住民福祉課で手続きをしてください。

代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。



インターネット 公売

公売の対象は市税の滞納処分として差し押さえた財産です。

※入札方式

◆市ホームページ掲載開始日時

9月25日(水) 午後4時

◆参加申込期限

10月11日(金) 午後11時

※諸事情により中止になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】 収税課

☎ 22-9612 FAX 22-9618

お知らせ コンビニ交付サービスの休止

システム改修作業のため、次の期間は、コンビニエンスストアの店内にあるマルチコピー機で住民票の写しなどが取得できるサービスを休止します。

【休止期間】 10月2日(水)終日

【問い合わせ】 戸籍住民課

☎ 22-9645 FAX 22-9643

お知らせ 秋の全国交通安全運動

【期間】

9月21日(土)～30日(月)

【運動の重点】

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

◆9月30日(月)は交通事故死ゼロをめざす日

一人ひとりの心がけで、交通事故をなくしましょう。

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

三重とわか国体

開催まであと **741** 日

広報・運営・応援
ボランティア募集中

【問い合わせ】

国体推進課

☎ 43-9100 FAX 43-9102



毎月1問、伊賀に関するクイズを掲載します。

【問題】

()の15日頃には、里芋をおそなえするイモ名月とよばれる行事を行う地域があります。

- ①7月 ②8月
- ③9月 ④10月

(答えは14ページ)

お薬手帳を1冊に まとめましょう

飲んでいる薬や治療歴の管理ができて安心

複数のお薬手帳を持っている人は、1冊にまとめて適切な管理を行いましょ。

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673

お薬手帳

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

お知らせ 10月1日から7日までは「公証週間」です

◆大切な契約や遺言は公証役場で

お金を貸したり、不動産を売ったり貸したりするときは契約書を作成し、契約を取り交わしますが、契約したことを忘れてしまったり、内容がおかしいなどで紛争が生じることが少なくありません。また、遺言書も同じようなことが起こります。

そこで、これらの書類を「公正証書」として残しておきましょう。公正証書は、安全性や信頼性が高く、紛失したり、知らないうちに書き換えられたりする心配もありません。

公正証書についての相談は無料で、相談内容を他人に知られることはありません。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

上野公証役場
☎ 23-6549

【担当課】

市民生活課

お知らせ 義援金受け入れ状況

【義援金総額】 ※8月21日現在

- 東日本大震災 64,602,583円
- 熊本地震災害 597,833円
- 平成29年7月5日からの大雨災害 34,653円
- Bangladesh南部避難民 37,885円
- 平成30年7月豪雨災害 274,696円
- 平成30年北海道胆振東部地震 83,551円

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、支援を必要とする方々にお届けします。

【義援金箱の設置場所】

- 本庁舎 1階ロビー
- 各支所（上野支所を除く。）

【問い合わせ】

医療福祉政策課
☎ 26-3940
FAX 22-9673



お知らせ 10月1日は「浄化槽の日」

1985（昭和60）年10月1日に浄化槽法が施行され、この日が「浄化槽の日」となりました。

浄化槽は、私たちの家庭のトイレや台所などから出る生活排水を、微生物の働きを利用してそれぞれの家庭できれいな水にして放流するものです。

このため、浄化槽の使い方や維持管理に問題があると、汚れた水の流出につながり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなりかねません。

浄化槽法では、次のことが義務づけられています。

- 保守点検（家庭用では3～4カ月に1回以上）
- 清掃（年に1回以上）
- 法定検査（年に1回）

「浄化槽の日」を機会に、ご家庭の浄化槽が適正に維持管理されているか、確認しましょう。

【問い合わせ】

上下水道部下水道課
☎ 24-2137 FAX 24-2138

お知らせ 10月4日は「都市景観の日」

景観法の基本理念の普及、都市景観に関する国民の意識啓発のため、10月4日を「都市景観の日」と定めています。市では、伊賀市景観計画を策定し、市民意識の向上に努めています。

計画では、一定規模以上の建築行為を行う場合は届出が必要で、色彩や形態などに制限を設けています。城下町地域の一部は重点区域に指定しており、より厳しい制限があります。重点区域で建築する場合は、事前にご相談ください。

【問い合わせ】

都市計画課
☎ 22-9731 FAX 22-9734

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組（ウィークリー伊賀市・文字放送）について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617
✉ kouchoujouhou@city.iga.lg.jp

お知らせ 伊賀市プレミアム付商品券販売

10月1日(火)から伊賀市プレミアム付商品券の販売を開始します。購入対象となる人には、購入に必要な購入引換券を順次発送します。

【対象者】

- ①平成31年度分の住民税が課税されていない人
- ※住民税が課税されている人に扶養されている人、同一世帯の人が課税されている人や生活保護受給者などは対象になりません。
- ※購入引換券の交付を受けるには、8月中旬にお届けした購入申請書を提出していただく必要があります。詳しくは広報いが市8月1日号18ページをご覧ください。
- ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子のいる世帯主

【購入方法】 上野商工会議所または伊賀市商工会本所・支所の販売窓口で、購入引換券と身分証明ができる書類を提示し購入してください。

※商品券を購入できる期間や使用できる店舗など、詳しくは購入引換券に同封のチラシをご覧ください。

【問い合わせ】

伊賀市プレミアム付商品券担当窓口
☎ 22-9696 FAX 22-9695

お知らせ お詫びと訂正

広報いが市9月1日号23ページに掲載した、まちかど通信「植木神社祇園祭」の中で、ふりがなに誤りがありました。お詫びして訂正します。

誤) 竹幣

正) 竹幣

【問い合わせ】 広聴情報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617

広報いが市PDF版

広報いが市PDF版を市ホームページでご覧いただけます。
<http://www.city.iga.lg.jp/>

※携帯電話のバーコードリーダー機能で読み込んでアクセスできます。



【問い合わせ】 広聴情報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617
✉ kouchoujouhou@city.iga.lg.jp